

岩手県告示第781号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成19年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社水沢ドライブイン・サービス・ステーション	奥州市水沢区真城字中林下1番地	平成19年10月31日